

<一般委託>

くりはま花いっぱい整備業務(一般委託)仕様書

くりはま花いっぱい整備業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「くりはま花いっぱい整備業務内容」の内1業務概要のとおり
2	履行期間	契約の日から平成32年3月23日まで
3	施行場所	横須賀市神明町1番地ほか
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	本業務労務単価は平成31年3月臨時単価です。それ以外の資材費等は1月改定単価を採用しています。
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は、前期・後期の2回払いで、各回業務終了後、受託者の請求により精算する。ただし、前期の支払額に一円未満の端数を生じた時は、後期で精算するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ <u>非対象</u>
11	現場代理人の配置	必要 ・ <u>不要</u>
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	環境政策部公園管理課 担当 中田 喜吉 電話 046-822-8515(直通)、(内線2525)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

内訳書

(税抜き)

No.	業務名	単位	数量	単価(円)	金額(円)
1	くりはま花いっぱい整備業務	期	2		

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

※単位の期は、前期(6月～9月末)・後期(10月～翌3月中)の意。詳細は業務内容参照。

くりはま花いっぱい整備業務内容

- 1 業務概要 本業務は整備区域に花（秋はコスモス・春はポピー）を2回栽培するもので、除草・耕起転・施肥・播種・灌水・中耕の作業をする。

各区域の作業区分は以下のとおりである。

・業者栽培区域（28区画） 受託者による種播・灌水・人力除草・中耕・刈取り	346 m ²
ボランティア栽培区域（16区画） ボランティアによる播種・灌水・人力除草・中耕・刈取り	160 m ²
・業者耕作区域（16区画+28区画） 受託者による耕起耕転・施肥・区画線引き・除草処分	346 m ² + 160 m ² 506 m ²
・空地区域 受託者による空地区画の機械除草	435 m ²
区域合計	941 m ²

- 2 業務内容【前期（6月～9月末）・後期（10月～翌3月中）】

①-1 機械除草（肩掛け式）

栽培区域の除草を行う。草刈・集草・積込・運搬・処分を含む。

①-2 機械除草（肩掛け式）

空地区域の除草を行う。草刈・集草・積込・運搬・処分を含む。

② 除草処分

ボランティアが抜いた草を処分するものである。区画内に置いてある草を積込・運搬・処分する。

③ 施肥（元肥）

除草後、施肥（元肥）として本市が支給した肥料等を均一に散布する。

④ 耕起・耕耘（耕耘機0.4t）

肥料・土壌改良材散布後、耕耘機（0.4t）で3回以上深さ20cmを耕起・耕耘する。耕耘後、ゴロ土やゴミを除去し表面を水平に均すこと。

⑤区画線引き

区画線引きは、栽培区域を各区画に分割するもので、既存のロープを撤去処分後、新品のトラロープ（9mm）を使用し両端をアンカー等で固定する。

⑥播種（人力播種）

- ・人力により種を均一に播く。播く方法は、筋播きとする。
- ・道路と直角方向に平均畝間を 60cm とする。（平坦）
- ・指や棒で数ミリの深さのみぞをつくり、そのみぞに種を播く。
- ・播種後、種が見えない程度に覆土する。覆土後、手で播いたところをおさえる。
- ・水をたっぷり（ $m^2@10$ 以上）施す。（灌水工参照）
- ・発芽が悪いところは速やかに追い播きする。

⑦灌 水 工

- ・一気に発芽させるため、乾燥が続いている時は、芽が出そろうまでまめに灌水を行う。
- ・日照りが続いた場合等の状況を判断して灌水を行う。 $m^2@10$ 以上施す。
- ・水は、花壇内の散水栓を使用する。ホースが届かない区画は、タンクに汲んで動噴で散水する。
- ・小中学校側の区画は、学校内の水道を使用する。その際市監督員の承諾を得ること。
- ・水を汲んで運搬する手間・動噴損料も本契約に含まれる。

⑧人力除草

- ・雑草が繁茂する前に、株の周りの人力除草を行う。密集した株は間引きする。
- ・集草・積込・運搬・処分まで含む。

⑨中耕工

- ・畝間を三角鎌で雑草を削り取る。削り取った雑草は三角鎌で畝間を耕しながら土の中にすき込む。中耕は、雑草が花の生育に支障をきたさないように行う。
- ・雑草が多すぎてすき込めない時は搬出すること。集草・積込・運搬・処分まで含む。

前期作業 (6月～9月末) コスモス

① - 1 機械除草 (肩掛け式) : 1 回	業者栽培区域	346 m ²
① - 2 機械除草 (肩掛け式) : 2 回	空地区域 435 m ² × 2 回 = 870 m ²	870 m ²
② 除草処分 : 1 回	ボランティア区域 16 区画 × 10 m ² = 160 m ²	160 m ²
③ 施肥 (元肥) : 1 回	ボランティア栽培区域 + 業者栽培区域 160 m ² + 346 m ² = 506 m ² ・ 肥料 m ² @ 0.03 kg を散布 市支給品 ・ 苦土石灰 m ² @ 0.1 kg を散布 ・ 土壌改良材 m ² @ 3.0 kg を散布	506 m ²
④ 耕起・耕耘 (耕耘機 0.4 t)	ボランティア栽培区域 + 業者栽培区域 160 m ² + 346 m ² = 506 m ²	506 m ²
⑤ 区画線引き	ボランティア栽培区域 16 区画 × 平均 2.5m = 40m	40 m
⑥ 播種 (人力播種)	コスモスの播種において使用する種子は、コスモス・美色混合 (m ² @1.3g) とする。	346 m ²
⑦ 灌水工 : 10 回	筋播部 346 m ² ÷ 0.6m × 幅 0.2m × 10 回	1,153 m ²
⑧ 人力除草 : 3 回	筋播部 346 m ² ÷ 0.6m × 幅 0.2m × 3 回	346 m ²
⑨ 中耕工 : 3 回	筋播き部以外 346 m ² ÷ 0.6m × 幅 0.4m × 3 回	692 m ²

後期作業（10月～翌3月中） ポピー

① - 1 機械除草（肩掛け式）：1回	業者栽培区域	346 m ²
① - 2 機械除草（肩掛け式）：2回	空地区域 435 m ² ×2回 =870 m ²	870 m ²
②除草処分：1回	ボランティア区域 16区画×10 m ² =160 m ²	160 m ²
③施肥（元肥）：1回	ボランティア栽培区域+業者栽培区域 160 m ² +346 m ² =506 m ² 市支給品 ・ 肥料 m ² @0.1kg を散布	506 m ²
④耕起・耕耘（耕耘機0.4t）	ボランティア栽培区域+業者栽培区域 160 m ² +346 m ² =506 m ²	506 m ²
⑤区画線引き	ボランティア栽培区域 16区画×平均2.5m=40m	40 m
⑥播種（人力播種）	ポピーにおいて使用する種子は、シャーレーポピー（m ² @0.3ml）と 増量材のピートモス（m ² @0.3%）を十分に混合し播種する。	346 m ²
⑦灌水工：2回	筋播部 346 m ² ÷0.6m×幅0.2m×2回	230 m ²
⑧人力除草：2回	筋播部 346 m ² ÷0.6m×幅0.2m×2回	230 m ²
⑨中耕工：2回	筋播き部以外 346 m ² ÷0.6m×幅0.4m×2回	461 m ²

3 一般事項

- (1) 業務施行にあたり、業務計画書を提出し監督員の承認を得ること。
業務計画内容を変更する時は、監督員と協議し変更内容を文書で提出すること。
- (2) 受託者は本仕様書に基づき、業務内容を速やかに履行すること。
- (3) 花壇管理業務の目的及びその管理業務が及ぼす影響の大きさを十分認識し、特に生き物としての花に対する細心の注意と愛情を持って業務に取り組むこと。
- (4) 業務作業時には、一般通行者等の安全には十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置するとともに監督員に速やかに報告すること。
- (5) 当該花壇で発生したゴミや抜き取った草花等は、本市規定により分別収集し、市の指定の処理場まで運搬・処分する。南処理工場に搬入する場合は2人以上で搬入すること。
ゴミを運搬処理する際、ゴミ等を散乱させないように十分に注意すること。
なお、持込料は本契約に含まれる。
- (6) 下請負者について、必要とする場合は本市の承諾を得ること。
- (7) 作業予定に変更を生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。
- (8) 本業務に用いる機械器具および消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (9) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (10) 写真は、材料写真、各作業の施工前、施工中、施工後の写真を撮ること。
- (11) 本仕様書に明記ない事項で、疑義を生じた場合は、監督員と協議し、遺漏のないよう施工すること。

くりはま花いっぱい (花壇面積 941 m²)

活動区域

